



島根県報

平成26年7月8日（火）

第2,612号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (薬 事 衛 生 課) 2

【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎ほか1施設で使用する電気供給に係る随意契約の相手方等 (警 察 本 部) 3

【雑 報】

平成26年度行政書士試験の実施 (総 務 課) 3

告 示**島根県告示第405号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字瀧ノ頭1015、1018-1、1019-1、1019-2、1020、1021、1023

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成26年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420-1

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成26年10月19日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成26年11月16日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065

(2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成26年10月19日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成26年9月10日	平成26年10月8日	平成26年11月16日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成26年9月10日	平成26年10月8日	平成26年11月16日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年7月8日

島根県警察本部長 福田 正 信

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

(1) 島根県警察本部庁舎で使用する電気供給（契約電力475キロワット 使用予定電力量2,129,000キロワット時）

(2) 島根県運転免許センターで使用する電気供給（契約電力223キロワット 使用予定電力量436,300キロワット時）

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年5月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中国電力株式会社松江営業所 所長 高橋 寿 島根県松江市東朝日町5番地1

5 随意契約に係る契約金額（総価）

45,616,886円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

雑**報**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成26年7月8日

1 試験期日

平成26年11月9日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連 する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで

イ 受付場所

（一財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷済み。）。平成26年9月5日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所については、オを参照すること。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成26年8月4日（月）から同月29日（金）まで

郵送を希望する場合は、表に「願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること（8月29日必着のこと。）。

名称 （一財）行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 日本郵便㈱ 銀座郵便局留

（注）郵送による場合は、郵送に要する日数（1週間程度）に注意すること。

(1) 窓口配布

a 配布期間 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 島根県行政書士会(松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階)

配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

(7) 顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意すること。

(4) (一財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの払込みにより行うこと。

(4) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、U C、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(4) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(4) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(4) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

ウ 受付期間

平成26年8月4日(月)午前9時から同年9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成26年9月2日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月2日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(一財)行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望するものは、申請の手続きが必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成27年1月26日(月)午前9時

(2) 方法

(一財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(一財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報で合格者の受験番号を公示する。